

出願意匠「コンタクトレンズ」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成23(行ケ)10159・平成23年11月30日(3部)判決 認容/審決取消

### 【キーワード】

意匠の類否判断，意匠の特徴，看者の印象・美感

### 【前提事実】

#### 1 特許庁における手続の経緯

原告Xは，平成21年7月8日，別紙第1記載の意匠（以下「本願意匠」という。）について，意匠に係る物品を「コンタクトレンズ」として意匠登録出願（意願2009-015557（甲55），以下「本願」という。）をしたが，平成22年4月21日，拒絶査定を受け（甲56），これに対し，同年8月4日，不服の審判（不服2010-17433号事件）を請求した。特許庁は，平成23年3月28日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（以下「審決」という。）をし，その謄本は，同年4月11日，原告代理人に送達された。

#### 2 審決の内容

(1) 別紙審決書写しのとおりである。要するに，本願意匠は，平成17年5月30日発行の大韓民国意匠商標公報（CD-ROM番号：2005-27）に記載されたコンタクトレンズの意匠（別紙第2のとおり，以下「引用意匠」という。）と類似するから，意匠法3条1項3号に掲げる意匠に該当し，意匠登録を受けることができない，と判断した。

#### (2) 共通点，差異点

審決が前提とした，本願意匠と引用意匠との共通点及び差異点は，以下のとおりである。

#### ア 共通点

基本的構成態様として，

（A）全体は，球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体について，その全体に均一で薄墨状の明調子をベースとして施し，その「中心点」を囲む小円形である「中央円形部」と細幅帯状の「最外周縁部」を除いた，太幅帯状の略「太輪」状部分に，暗調子及び中間調子の模様を付して，配置・構成したものである点，

具体的構成態様として，

（B）前記の太幅帯状の模様部は，大別して，次の3つの模様部を略同心円状に，すなわち，三重円状に，配置・構成してなるものである点，

（B-1）外周側に，細幅な帯状に暗調子の斑点模様が「密」に施された

「外周暗調子斑点状密模様部」（以下「外周密模様部」という。）、  
（Ｂ－２）内周側に、やや細幅な帯状に暗調子の斑点模様が「粗」に施された「内周暗調子斑点状粗模様部」（以下「内周粗模様部」という。）、及び、  
（Ｂ－３）それら２つの中間部の、やや幅の広い帯状部に、中間調子の模様が施された「中間部中間調子模様部」（以下「中間部模様部」という。）。  
（Ｃ）外周密模様部は、外周側は、はっきりとした円形状の輪郭を描くように暗調子とされており、その暗調子は、一定の幅の帯状に全周にわたって形成されているものであって、その内周側は、略「波」状部が全周にわたって、不規則に繰り返し連続して配置・形成されているものである点、  
（Ｄ）内周粗模様部は、不規則に配置された斑点模様が、全体として中心点から略放射状に、すなわち、略「太陽のコロナ」状に形成されている点、  
（Ｅ）中間部模様部は、模様の配列に規則性が感じられる、地模様の的に形成されており、外周密模様部及び内周粗模様部が、この中間部模様部に不規則に被さっている態様のものである点。

#### イ 差異点

（ア）内周粗模様部について、本願意匠は、斑点が不規則に連結してやや長めの線状模様を形成している部分が見られるのに対して、引用意匠は、斑点同士が連結した部分は多く見られるものの、はっきりとした線状模様は見られない点、

（イ）外周密模様部について、本願意匠は、内周側の略「波」状部に、やや高さの高い部分や暗調子にやや明るい部分が見られるのに対して、引用意匠は、そのようなものがない点、

（ウ）中間部模様部について、本願意匠は、コンタクトレンズ全体に施された明調子をベースにして、その上に中間調子で目の細かい格子状模様を施したものであるのに対して、引用意匠は、同じく、コンタクトレンズ全体に施された明調子をベースにして、その上に中間調子の斑点模様を略格子状に施したものである点。

#### 【判 断】

当裁判所は、本願意匠が、引用意匠に類似するとした審決の判断には誤りがあると判断する。その理由は、以下のとおりである。

##### 1 事実認定

甲１ないし甲１２及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### (1) 本願意匠

本願意匠は、別紙第１のとおりである。

本願意匠は、模様及び彩色が施された「コンタクトレンズ」に係る意匠であ

って、全体の形状は、球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体である。同意匠の中心に位置する「小円形状部」と「最外周部」とを除外した部分は、中央を中心とする3つの同心円状の部分に分けられる。

以下では、各部の名称とその指す部分について、外側から順に、

- ア 最外周部の隣接内側に位置した濃黒色の部分（ただし、中心に向けて棒状に延出した灰色部分を除く。）について「外周部」との名称を用い、
- イ 外周部の内側に位置し、淡い灰色に着色された格子状の模様からなる部分等（ただし、外周部から中心に向けて棒状に延出した灰色部分を含む。）について「内周部」との名称を用い、
- ウ 内周部の内側に位置し、内周部から中心に向かって濃黒色又は灰色に着色された棒状の模様の施された部分について「内周縁部」との名称を用いる。

「外周部」は、全体が、濃黒色に着色されているが、内周部と接する領域において、白い斑点形状及び棒状形状の模様が点在している。

「内周部」は、下地として、淡い灰色に着色された直角に交差する、ある程度の幅を有する直線が、規則正しく施されていることから、全体に格子状模様が描かれ、また、灰色に着色され外周部から中心部に向けて延出した「棒状形状」（各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）及び「斑点」が描かれている。

「内周縁部」は、内周部と同様に、下地として、淡い灰色に着色された直角に交差する直線が、規則正しく施されていることから、格子状の模様が描かれているが、他方、濃黒色又は灰色に着色され、内周部から中心に向かって棒状形状（各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）及び「斑点」が密集して、描かれている。棒状形状は、長短さまざまであり、いずれも、中心点から、放射状に配置されている点で共通する。棒状形状のうち長いものは、内周部の棒状形状と連結して、あたかも一本の棒のように描かれている部分がある。

## (2) 引用意匠

引用意匠は、別紙第2のとおりである。

引用意匠は、模様及び彩色が施された「コンタクトレンズ」に係る意匠であって、全体の形状は、球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体である。同意匠中の中心に位置する小円形状部分と最外周部とを除外した部分は、中央を中心とする3つの同心円状の部分に分けられる。

以下では、各部の名称とその指す部分について、外側から順に、

- ア 最外周部の隣接内側に位置した濃黒色の部分（ただし、中心側に山状に延出した濃黒色部分を除く。）については、「外周部」との名称を用い、
- イ 外周部の内側に位置し、薄墨色（判決注 色彩は、認定の対象から除外す

る。以下同じ)に着色された小さめの小円が配置されている部分等(ただし、濃黒色に着色された外周部から中心に向けて山状に延出した部分を含む。)については、「内周部」との名称を用い、

ウ 内周部の内側に位置し、内周部から中心に向けて濃黒色に着色された、やや大きめの小円が配置された部分については、「内周縁部」との名称を用いる。

「外周部」は、全体が濃黒色に着色されているが、内周部との境界部分では、濃黒色に着色された小円が存在するように描かれている。

「内周部」は、薄墨色に着色された小さめの小円が、縦横に等距離をおいて規則正しく描かれ、また、外周部との境界においては、濃黒色に着色された小さめの小円により構成され、山形形状ないし棒状形状(各形状は、その高さはほぼ同様であるが、裾が広がり、小円により構成されていることが明瞭に確認できる態様で描かれている。)が、外周部から中心に向けて延出するように配置されている。

「内周縁部」は、濃黒色に着色された、やや大きめの小円が配置されていること、中心部との境界部分は、すべての列にわたって配置されていることから、「内周縁部」と「中心部」との境界は、真円状に明確に区別されているように描かれていること、これに対し、内周部側方向に至るほど、濃黒色小円が欠落して配置されていることから、濃黒色小円の集合によって形成される全体は、三角形が連続する山様形状を呈していること、さらに、中心点からの外側に向けて、「棒状」形状からなる図形は、全く存在しないこと、上記「濃黒色小円からなる上記山形形状」と前記「内周部における濃黒色小円からなる山形形状」とは、かなり離隔して配置されていること、などの特徴がある。

### (3) 物品について

本願意匠及び引用意匠に係る物品は、模様及び彩色が施された「コンタクトレンズ」であるが、同物品は、視力の矯正などの医療上の目的ではなく、虹彩部ないし瞳孔部の外観を変化させる美容上の目的で、使用されるものと解される。

## 2 類否についての判断

上記認定を基礎に、以下、本願意匠と引用意匠との類否について判断する。

### (1) 「内周部」及び「内周縁部」について

本願意匠は、「内周部」及び「内周縁部」の全体に、下地として、淡い灰色に着色された直交する直線により、全体に格子状模様が施されているが、下地に施された模様は強い印象を与えないこと、「内周部」には、灰色に着色され外周部から中心部に向けて延出した「棒状形状」が存在し、「内周縁部」には、濃黒色又は灰色に着色され、内周部から中心に向かって収束する方向に

延伸する「棒状形状」（上記各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）が描かれていること、「棒状形状」は、長短さまざまであるが、いずれも、中心点から、放射状に配置されている点において共通していること、「棒状形状」のうち長いものは、内周部の棒状形状と連結して、あたかも一本の棒のように描かれている部分があることに、特徴がある。

これに対して、引用意匠は、「内周部」及び「内周縁部」に、色彩及び大きさにおいて相違はあるものの、いずれも「小円」が配置されており、全体が「小円」の集合によって形成された図形であるとの印象を強く与えること、特に「内周部」には、薄墨色に着色された小さめの小円が、縦横に等距離をおいて、正確に規則正しく描かれていること、「内周縁部」は、中心部との境界部分は、大きめの濃黒色の「小円」が、ほぼ例外なく配置されており、「中心部」との境界は、真円を描くように明確に区別されていること、「内周縁部における濃黒色小円からなる上記山形形状」と「内周部における濃黒色小円からなる山形形状」とは、距離を置いて離隔して描かれていることに、特徴がある。

上記のとおり、本願意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、全体的に淡い灰色に配色された下地に、濃黒色及び灰色に着色され、内周部から中心に向かって収束する方向に延伸する「棒状形状」（各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）が描かれていること、及び「棒状形状」が連結するように描かれていることなどの点に照らすならば、本願意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、より自然で調和的、かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。これに対して、引用意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、規則正しく配置された小円の集合により構成されていること、山形形状部等の全体の模様は、小円の大きさ、濃淡及び配置の相違のみによって表現されていること、山形形状部の高さ等が均一的、画一的であることなどの点において、引用意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、自然らしさを捨象し、人工的、メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。

## (2) その他の部分について

本願意匠と引用意匠とは、全体が球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体であること、曲面体の中心点を囲む「中央円形部」を有すること、外周部がほぼ黒色で配色されること等において、共通する。しかし、上記各共通点は、ヒトの目に装着するカラーコンタクトレンズとして、全体が球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体であり、中央円形部を有することは、必然的に選択される形状であること、コンタクト

レンズを、虹彩部ないし瞳孔部の外観を変え、大きく際立たせる目的で使用する場合に、外周部がほぼ黒色で配色されることは、必然的に選択される形状であること等から、上記の共通の形状は、意匠の対比に当たり、重要な特徴部分であるとはいえない。

以上のとおりであり、本願意匠は引用意匠と類似しないから、本願意匠は意匠法3条1項3号所定の意匠に該当し意匠登録を受けることができないとした審決の判断は誤りである。原告主張に係る取消事由は、理由がある。

### 3 結論

以上によれば、原告の主張には理由がある。その他被告は縷々主張するが、いずれも理由がない。よって、審決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1．まず本件において裁判所がとった意匠の類否判断の姿勢は、特許庁審判部がとった姿勢と違う。即ち、特許庁は本願意匠と引用意匠とを対比して共通点と差異点とを見い出そうとするときに、意匠の基本的構成態様と具体的構成態様とに区分しているのに対し、知財高裁はそのような区分をすることなく両者の各部面を対比して判断しているが、意匠の類否判断は後者であって然るべきである。

ということは、出願意匠が公知意匠と相違する点に創作性を見い出すことが意匠の審査であり、類否判断というものであるからである。そして、そこに相違点が認められるならば、それを以って新規性、即ち客観的創作性が存在すると認めることができるから、意匠全体を見ても非類似であると判断することになるのである。特許庁の審査とは、出願人の主観的創作による意匠を、客観的に評価するものであることは、意匠法3条1項柱書を読めば明白である。

その意味で、特許庁審判部が前記のように両意匠についてそれぞれ2つに区分して判断する方法は全く意味がなく、知財高裁3部の判断法が明らかに妥当である。

2．ところで、判決文に添付されている別紙第1や引用された別紙2の韓国特許庁発行の意匠公報の中の「コンタクトレンズ」の写真を見て対比しても、その相違点として判決が挙げているような違いを筆者には見い出せない。

そもそも最近のコンタクトレンズ業界のことは無知であるので、医療用ではなく美容（おしゃれ）用として、グレー、ブルー、グリーン、茶の色彩の付いたものや模様が付いたものがあるという知識もなかった筆者にとっては、本件は意匠登録の新しい分野として注目している。

問題の色彩と模様は、瞳孔部分を取り囲む周囲の虹彩部分に施されているが、

これらを希望に合わせて選択するコンタクトレンズを着用して楽しむのが目的のようである。

3. 両意匠の類否判断において、裁判所は、本願意匠の「内周部」と「内周縁部」は、看者に対し「ヒトの目との比較において、より自然で調和的かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。」と説示するのに対し、引用意匠のそれらは、看者に対して「ヒトの目との比較において、自然らしさを捨象し、人工的、メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。」と説示する。(いずれの「美感」も「美観」の誤りと理解する。)

また、判決は「その他の部分」については、両意匠は共通点を有するが、これらの共通点は必然的に選択される形状であること等から、この共通の形状は、意匠の対比に当たり重要な特徴部分ではないと認定した。

その結果、裁判所は、本願意匠は引用意匠と類似しないからとして、審決を取り消すことにしたのである。

しかし、両意匠の相違点を前記のように言われてみれば、そうなのかと言えるのかも知れないが、そのように認定されないと言われても仕方がないほど、事実関係が非常に難しい事案である。

4. ところで、わが国特許庁において、コンタクトレンズとして登録されている意匠のうち、特に関係ありそうな意匠登録例は次のようなものが存在することが判明した。

意匠登録第1406321号  
同 第1406352号  
同 第1415167号  
同 第1415168号

〔牛木 理一〕

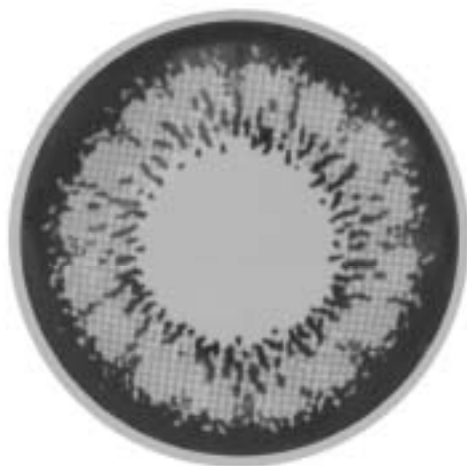
C・P

(別紙第1) 本願意匠

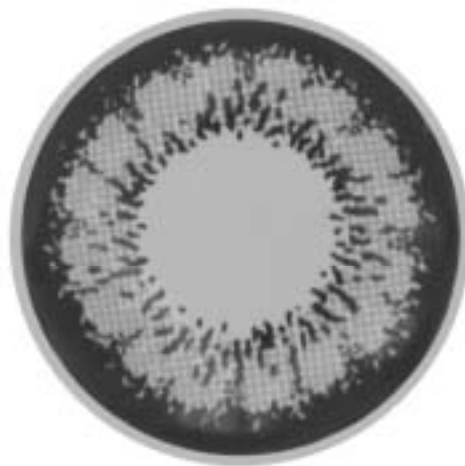
意匠に係る物品 コンタクトレンズ

意匠に係る物品の説明 本物品は、模様及び色彩が施されたコンタクトレンズである。

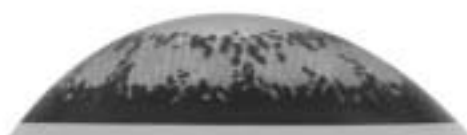
平面図



底面図



正面図



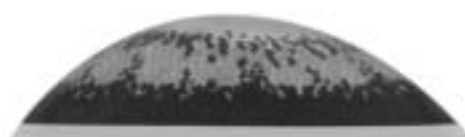
背面図



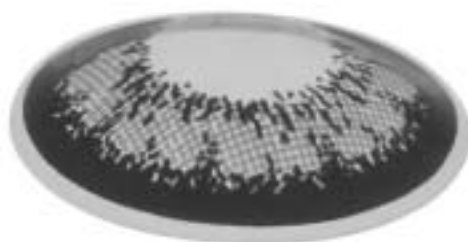
左側面図



右側面図

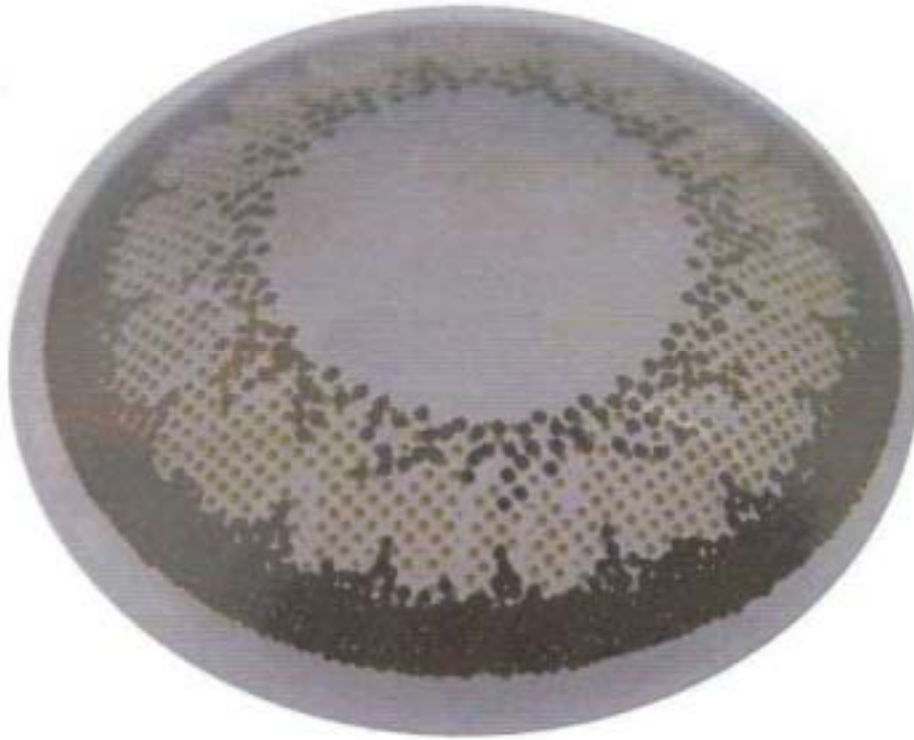


斜視図



(別紙第2) 引用意匠

特許庁特許情報課が2005年 9月28日に受け入れた  
2005年 5月30日発行の大韓民国意匠商標公報  
(CD-ROM番号: 2005-27)に記載された  
意匠登録第30-0382481号のコンタクトレンズの意匠  
(特許庁意匠課公知資料番号第HH17530881号)



(当該公報に掲載された全図版)

